

別添1

厚生労働行政推進調査費補助金

障害者政策総合研究事業

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の
取組推進に向けた調査

令和7（2025）年度 総括研究報告書

研究代表者 日詰 正文

令和8（2026）年5月

別添2

目 次

I. 総括研究報告	
障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査	1
研究代表者 日誌 正文	
II. 資料	9
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	70

別添3

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組
推進に向けた調査

総括研究報告書

令和7年度厚生労働行政推進調査費補助金
(障害者政策総合研究事業)

研究課題名(課題番号) : 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査
(24GC2001)

総括研究報告書

研究代表者 : 日詰 正文 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者 : 片桐 公彦 (社会福祉法人 みんなでいきる 常務理事)

曾根 直樹 (日本社会事業大学社会事業研究所)

野澤 和弘 (植草学園大学)

野村 政子 (東都大学)

研究要旨

障害者の身体拘束に焦点化した手引き等が十分に普及していない現状に鑑み、高齢者福祉分野で作成された手引きを参考に、障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止を推進する際に活用できる手引き及び研修資料の作成を目的とした。

事業所ヒアリング調査により、障害福祉サービス事業所における身体拘束廃止・防止の好事例を収集した。団体ヒアリング調査によって、障害福祉事業者団体、当事者団体、家族団体における身体拘束廃止・防止のための手引きに対する意見や課題を把握した。

これら調査結果を踏まえ、成果物である『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止・防止の手引き』及び『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止・防止の手引き動画教材』を作成した。

手引きでは、身体拘束廃止・防止を組織的に推進するためのポイントとして、身体拘束の代替手段の検討や関係者との連携の重要性を強調した。動画教材では、身体拘束廃止・防止に実際に携わった支援者へのインタビューを通して、身体拘束廃止・防止に取り組んだ具体的なエピソードや、取組を継続できた要因等を整理した。これらの成果物は、今後広く活用を図る予定である。

本研究の今後の課題として、①成果物の普及・活用状況や効果の把握、②身体拘束の「同意」のあり方に関する検討、③化学的拘束に関する実態把握が挙げられた。

分担研究者	
片桐公彦	社会福祉法人 みんなでいきる 常務理事 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 客員研究員
曾根直樹	日本社会事業大学 社会事業研究所 客員教授
野澤和弘	植草学園大学 教授
野村政子	東都大学 教授
研究協力者	
赤川 剛	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 清瀬育成園 ひだまりの里きよせ 施設長
三好登志行	きょうどう法律事務所 弁護士

吉川 徹	愛知県西三河福祉相談センター 児童専門監
乙幡美佐江	公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 権利擁護支援室 東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター 専門相談員
清水清康	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 施設事業局 生活支援部
岡田裕樹	社会福祉法人清水基金 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
五味清香	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 診療所
佐々木茜	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 総務企画局 研究・人材養成部 (所属先は令和8年3月末時点)

A. 研究目的

障害者の権利利益の擁護に資することを目的に制定された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、平成24(2012)年10月に施行され、13年余りが経過した¹⁾。しかし、厚生労働省の調査によれば、養護者・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は増加傾向にある²⁾。

障害者虐待の一類型である身体的虐待には、「正当な理由なく障害者の身体を拘束する」行為が含まれる¹⁾。身体拘束の廃止・防止については、平成30(2018)年に「身体拘束廃止未実施減算」が創設された。同減算は、令和3(2021)年度報酬改定によって対象が訪問サービスにも拡大され、令和6(2024)年度報酬改定では、施設・居住系サ

ービスへの減算額の見直しが行われており、事業運営上の重みは増しているといえる。

同減算創設の効果として、「事業所の意識向上」などが報告されている³⁾。その一方で、厚生労働省による令和5(2023)年度報酬改定検証調査のうち、「虐待防止対策及び身体拘束廃止の取組実施状況に関する調査」では、身体拘束適正化委員会が未設置である事業所が13.2%、身体拘束適正化に関する研修等を実施していない事業所が17.1%、身体拘束適正化のための指針等が未作成である事業所が19.7%だったことから⁴⁾、身体拘束廃止・防止の体制整備が追い付いていない事業所が一定数存在すると考えられる。

身体拘束廃止・防止の取組推進は喫緊の課題と考えられ、こうした身体拘束廃止・防止のための体制整備が追い付いていない事業所にとっても使いやすく、障害福祉の各事業において参考にできる資料が求められる。しかし、障害者福祉分野では、厚生労働省による障害者虐待防止と対応の手引きにおいて身体拘束に関する言及があるものの^{5) 6)}、身体拘束に焦点化した手引きの普及は十分ではない。

一方、高齢者福祉分野では、平成12(2000)年度の厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」によって「身体拘束ゼロへの手引き」が作成された。その後、令和7(2025)年3月に厚生労働省老健局により「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」が作成され、広く周知されている⁷⁾。

そこで本研究では、先行して普及している高齢者福祉分野の身体拘束廃止・防止の手引きを参考にしつつ、障害福祉分野特有の課題に対する身体拘束廃止・防止の取組に関する情報を収集し、障害福祉サービス事業所等で活用できる手引き及び普及啓発のための研修資料を作成することを目的とした。

令和 6（2024）年度は、障害福祉領域における身体拘束に関する文献調査、好事例収集に向けたアンケート調査、好事例収集のためのヒアリング調査を行った。

令和 7（2025）年度は、昨年度に引き続き、成果物に掲載する身体拘束廃止・防止の好事例を収集したほか、関係団体の意見をヒアリングした上で成果物である手引き及び研修資料を完成させる。

B. 研究方法

令和 7（2025）年度は、以下の調査を実施した。

(1) 検討会の設置

- 研究代表者、分担研究者、研究協力者、オブザーバーによって構成される検討会を設置した。
- 令和 7（2025）年度の検討会では、団体ヒアリング調査対象団体及び手引き骨子の検討、手引きの執筆分担等を行うこととした。

(2) 事業所ヒアリング調査

- 調査方法：検討委員会からの推薦等で抽出された障害福祉サービス事業所 4 カ所を対象に、訪問又は Zoom ミーティングを用いたオンラインによるヒアリング調査を実施した。
- 調査対象事業所は表 1 のとおりであった。なお、A～C 事業所は令和 6（2024）年度に実施したため、令和 7（2025）年度の調査対象は D 事業所から記号を付した。
- 調査内容は、①（個別事例の場合のみ）事例対象者の状態（年代、性別、障害種別、既往歴）、②身体拘束廃止・防止に取り組む前の状況身、③身体拘束廃止・防止に取り組むきっかけ、④身体拘束廃止・防止に向けた取組内容、⑤身体拘束

廃止・防止に取り組んだ結果、⑥身体拘束廃止・防止に取り組むことによって得られた効果、⑦残っている課題、⑧身体拘束廃止・防止に関する組織の体制整備状況・活動状況とした。

表 1. 事業所ヒアリング調査対象一覧

事業所	サービス 種別	調査で把握した身体拘束 廃止・防止の取組
D 事業所	行動援護	・強度行動障害のある利用者の個室施設解除外出支援における身体拘束廃止・防止
E 事業所	児童発達支援 センター	・幼児に対する身体拘束を前提としない支援を組織的に定着させている事例
F 事業所	放課後等デイ サービス	・事業所外へ飛び出す行動が見られる児童に対して玄関施設によらず対応を見直した事例
G 事業所	基幹相談支援 センター	・複数の市町で設置する（自立支援）協議会において、事業所、行政が連携して困難事例等の課題を地域で共有し、人材育成を図っている取組

(3) 団体ヒアリング調査

- 調査対象：知的・発達障害、身体障害、精神障害の事業者団体、家族団体、当事者団体計 11 団体を対象とした（表 2）。
- 調査時期：調査は令和 7（2025）年 11～12 月に実施した（表 2）。
- 調査方法：Zoom ミーティングを用いたオンラインヒアリングを実施した。
- 調査内容：①事前送付した手引き素案に対する意見、②手引きに掲載すべき事項、③対象団体が把握している身体拘束に関する課題や取組を聞き取った。

表 2. 団体ヒアリング調査対象一覧

	調査対象団体	調査日時
事業者	知的障害者福祉協会	2025 年 11 月 10 日
団体	全国自閉症支援者協会	2025 年 12 月 19 日

	全国行動援護ネットワーク	2025年11月17日
	全国身体障害者施設協議会	2025年12月22日
	日本重症心身障害者福祉協会	書面回答
当事者	日本メンタルヘルスパイサ	2025年12月12日
団体	ポート専門員研修機構	
	日本「精神病」者集団	2025年12月23日
家族	全国手をつなぐ育成会	2025年12月2日
団体	連合会	
	日本自閉症協会	2025年11月27日
	全国重症心身障害児者を 守る会	2025年12月15日
	精神保健福祉会連合会	2025年11月17日

(4) 成果物の作成

ア. 手引きの作成

各調査結果及び検討委員会での検討を踏まえ、高齢者支援と同様に、身体拘束の代替策の検討や関係者との連携の重要性を強調した身体拘束廃止・防止のポイントを示し、好事例として、児童期の行動制限や向精神薬と居室への施錠隔離に頼った対応の廃止の取組等を紹介することとした。好事例の整理に当たっては、「身体拘束を廃止した結果」のみを示すのではなく、支援現場がどのような困難を感じ、どのように検討し、どのように代替策を試行し、どのように組織が取組を支えたのかという過程を示すことを重視した。

イ. 研修資料の作成

実際に身体拘束廃止・防止に取り組んだ事業所の中心的な職員が、取組の端緒からのプロセスや、取組を継続できている要因等を説明する動画教材を作成することとした。

動画教材では、好事例として取り上げた事業所の取組をもとに、身体拘束廃止・防止の考え方、支援の見直しの過程、組織的な取組の意義を伝える構成とした。動画は、研修で

の視聴を想定し、各事例の要点を短時間で理解できるように整理した。また、外国人支援職員等にも活用しやすいよう、英語字幕の作成についても検討した。

動画撮影は、令和8(2026)年2~3月に対象事業所への訪問により実施した。

【倫理面への配慮】

調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た(承認番号 06-09-01)。

C. 研究結果

(1) 検討会の設置

検討会を表3の日時、内容で開催した。

表3. 検討会開催状況

	日時	議題・場所(方法)
1	2025年7月22日	ヒアリング調査報告 手引き案検討
2	2026年3月11日	手引き案検討

(2) 事業所ヒアリング調査

事業所ヒアリング調査によって、下記の好事例を収集した。※外出支援における身体拘束廃止・防止の事例を追加

- 放課後等デイサービス事業所における外への飛び出し行動を玄関施錠によらず減少させた事例
- 児童発達支援センターにおいて身体拘束を前提としない支援を組織的に定着させている事例
- 身体拘束が検討されるなど対応が困難な事例を地域の課題として取り上げ、各事業所や行政担当者と共有して対応を検討し、研修事業によって地域全体のスキルアップを図っている(自立支援)協議会の事例

収集した好事例は、手引きの好事例集、参考資料又はコラムへの掲載、及び研修資料と

しての動画撮影への協力を依頼し、承諾を得た。

(3) 団体ヒアリング調査

調査対象団体からの主な意見及び成果物への反映内容を資料1に示す。

事業者団体からは、手引き素案の記載内容については概ね肯定的な意見が得られ、障害者の権利擁護のために身体拘束廃止・防止を推進すべきとの意見が得られた。本手引きにおいて身体拘束に該当しうる具体的な行為を列挙すると、この手引きが身体拘束の新たな判断基準となる誤解が生じるとの意見が得られた。

当事者団体からは、「身体拘束を経験した当事者として、身体拘束の苦痛が長期間影響すること、自身に対する身体拘束だけではなく、他者が受ける身体拘束や支援者が身体拘束をほのめかす言動も苦痛を及ぼすものであると知ってほしい」との意見が得られた。

家族団体からは、「家族としては本人の安全を願っており、限られた人手で本人を支えてくれている支援者を苦しめる内容にならないようにしてほしい」等の意見が得られた。

(4) 成果物の作成

ア. 手引きの作成

高齢者福祉領域における『身体拘束廃止・防止の手引き』で示されている内容と同様、身体拘束の代替策の検討や関係者との連携の重要性を強調しつつ、児童期の行動制限や強度行動障害の状態にある人に対する向精神薬と隔離施設に頼った対応の廃止に向けた取組等を、障害福祉分野の好事例として紹介することとした。

また、団体ヒアリング調査から得られた意見を踏まえ、身体拘束の具体例に関する記載

を調整するとともに、身体拘束の精神的弊害、及び身体拘束廃止・防止に向けて組織として段階的に取り組む重要性を追記した。これらの検討を踏まえ、資料2のとおり、『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止・防止の手引き（以下、手引きという。）』を作成した。

イ. 研修資料の作成

資料3のとおり、動画教材『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止・防止の取組の紹介（以下、動画教材という。）』を作成した。

動画教材では、手引きに掲載した好事例について、実際に取組に携わった支援者へのインタビューによって詳細を紹介することとした。各事例では、身体拘束が課題となった背景、支援の見直しの契機、記録やアセスメントの活用、医療との連携、管理者や身体拘束適正化委員会の関与、家族への説明、取組後の変化等を整理した。

また、外国人支援職員にも内容が伝わりやすいよう、英語字幕版の動画を作成した。英語字幕では、直訳ではなく、身体拘束廃止・防止の趣旨が伝わる平易な表現を用いることとした。

作成した動画教材は、国立のぞみの園ホームページ上に掲載し、令和8（2026）年6月より無料で視聴できるようにする。視聴者数及び属性を把握するため、視聴は申込制で行うこととした。

D. 総合考察

本研究は、障害福祉サービス事業所において、身体拘束廃止・防止のための体制が未整備な事業所が一定数ある現状に鑑み、身体拘束廃止・防止の取組を推進する際の参考となる手引き及び研修資料の作成を目的とした。

手引きの作成にあたっては、令和6(2024)年度からの調査に引き続き、身体拘束廃止・防止に先駆的に取り組んでいる事業所を対象としたヒアリング調査を行い、身体拘束廃止・防止の好事例を収集した。

また、障害福祉関係事業者団体、当事者団体、家族団体を対象としたヒアリング調査により、成果物の手引きに記載すべき内容や解決すべき課題を把握したうえで、手引き及び動画教材を完成させた。

本研究は、障害者の身体拘束に関して新たな定義や解釈を示すものではなく、厚生労働省による既存の手引き等の内容を基本的に踏襲し、障害者の身体拘束廃止・防止の好事例を加えて手引きを作成した。障害者の身体拘束廃止・防止のためには、障害者の権利擁護の重要性を踏まえたうえで、身体拘束を例外的に実施した場合であっても、その実施を固定化させずに代替策を検討し続けることで権利侵害を最小化し、段階的な廃止につなげるための仕組みとして理解される必要がある。

本研究では、以下の点を今後の課題と認識している。

(1) 成果物の周知・普及と効果の把握

本研究の成果物は、令和8(2026)年6月より国立のぞみの園ホームページ上にて公表する。本成果物は、障害福祉サービス事業所だけでなく、高齢者福祉、児童福祉関係者、行政担当者、医療機関、教育機関、当事者・家族など幅広く視聴・活用していただくことを想定している。想定する利用者へ広く周知する必要がある。

また、本研究の成果物の普及・活用状況、改善すべき点などを、手引き及び動画教材を活用した者から意見を収集し、今後の手引きの改定に向けた基礎資料とすることが求められる。

(2) 身体拘束の「同意」のあり方に関する検討

障害福祉サービス事業所において緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合、適切なアセスメントの結果緊急やむを得ないことを示す三要件(切迫性・非代替性・一時性)をすべて満たしていること、実施する身体拘束の方法、身体拘束が必要なくなった場合は直ちに解除すること、身体拘束実施中の見守り方法、身体拘束廃止・防止に向けた検討方法を組織的に検討・判断した上で個別支援計画に位置付け、本人・家族に事前に説明をすることが求められる。

個別支援計画に緊急やむを得ない身体拘束を位置付ける以上、身体拘束を実施する状況や手続きは、個別具体的に検討されていることが想定される。よって、事業所の利用開始時等に身体拘束の全般的な手続きに関して包括的に説明し、あらかじめ一律に同意を得ることは不適切といえる。

身体拘束に関する同意を包括的かつ一律に得ることの問題性や、身体拘束に関する適切な説明・同意のあり方については引き続き検討が必要と考えられる。

(3) 化学的拘束に関する実態把握

厚生労働省は、本人の行動を落ち着かせる目的で向精神薬を過剰に服用させることを、身体拘束に当たる具体的な行為の一つとして示している。

一般に、向精神薬等を過剰に使用して本人の行動を抑制することは「化学的拘束」と呼ばれる。化学的拘束では、薬剤の作用により過鎮静状態が生じ、本人の能動的な活動意欲や、新たなスキルを身に付ける機会が奪われるおそれがある。

本研究で把握した事例では、強度行動障害の状態にある人において、向精神薬の副作用により便秘状態が生じ、便秘による不快感が

ら本人の不穏や他害行動に発展し、さらに鎮静を要するという悪循環がみられた。このように、化学的拘束は、薬剤による鎮静効果だけでなく、副作用による身体的不調を生じさせるおそれもあり、本人の権利侵害や生活の質の低下につながる可能性がある。

英国では、英国国民保健サービス (National Health Service : NHS) により、知的障害又は自閉症のある人に対する向精神薬の過剰投与を減少させるため、STOMP 及び STAMP の取組が進められている^{8) 9)}。また、英国国立医療技術評価機構 (National Institute for Health and Care Excellence : NICE) のガイドラインでは、知的障害があり行動上の課題を示す人に対する抗精神病薬の使用は、①心理的支援やその他の介入のみでは十分な変化が得られない場合、②併存する精神疾患又は身体疾患への対応によっても行動の改善がみられない場合、③本人や他者への危険が非常に高い場合に限って検討することが示されている¹⁰⁾。

これらの資料は、行動上の課題を薬物療法のみによって抑制するのではなく、本人の状態や行動の背景を評価し、心理社会的支援、環境調整、本人の生活の質の向上に向けた支援と併せて、薬物療法の必要性を検討することの重要性を示している。

国内においては、障害福祉サービス事業所における化学的拘束の実態を示す資料や、化学的拘束の廃止・防止に向けたガイドライン等は、管見の限り十分には確認できない。今後、化学的拘束の廃止・防止に向けた検討を進めるためには、障害福祉サービス事業所における向精神薬の使用状況、医療機関との連携状況、服薬の見直しに関する実態を把握することが必要である。

E. 結論

本研究では、障害福祉サービス事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進のための s 及び研修資料を作成した。

2年計画の2年目である令和7(2025)年度は、事業所ヒアリング調査により、児童期における行動制限への対応の見直し事例等を把握した。団体ヒアリング調査により、本研究の手引きに求められる記載内容や配慮事項を把握した。

これらの調査結果を反映させた手引きを完成させ、手引きに掲載している好事例と連動した研修資料として、動画教材を作成した。本研究の成果物は、国立のぞみの園のホームページに掲載し、広く周知を図る。

【文献】

- 1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号).
<https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC1000000079>
- 2) 厚生労働省 (2025) : 「令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等 (調査結果)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67304.html
- 3) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2020) : 令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等における身体拘束等に関する実態調査」報告書.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654289.pdf>
(2026年5月14日最終閲覧)
- 4) 厚生労働省 (2024) : 令和5年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果報告書.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001285838.pdf>
(2026年5月14日最終閲覧)

- 5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課 (2024) : 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き (自治体向けマニュアル) (令和6年7月).

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282169.pdf>

(2026年5月14日最終閲覧)

- 6) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課 (2024) : 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き (施設・事業所従事者向けマニュアル) (令和6年7月).

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

(2026年5月14日最終閲覧)

- 7) 厚生労働省老健局 (2025) : 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf>

(2026年5月14日最終閲覧)

- 8) Royal College of Psychiatrists (2021) : Stopping the over-medication of people with intellectual disability, autism or both (STOMP) and supporting treatment and appropriate medication in paediatrics (STAMP). Position Statement PS05/21.

<https://www.rcpsych.ac.uk/docs/default-source/improving-care/better-mh-policy/position-statements/position-statement-ps0521-stomp-stamp.pdf>

(2026年5月14日最終閲覧)

- 9) NHS England : Stopping over medication of people with a learning disability and autistic people (STOMP) and supporting treatment and appropriate medication in paediatrics (STAMP).

<https://www.england.nhs.uk/learning-disabilities/improving-health/stomp-stamp/>

(2026年5月14日最終閲覧)

- 10) National Institute for Health and Care Excellence (2015) : Challenging behaviour and learning disabilities: prevention and interventions for people with learning disabilities whose behaviour challenges. NICE guideline [NG11].

<https://www.nice.org.uk/guidance/ng11>

(2026年5月14日最終閲覧)

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

資 料

資料 1. 団体ヒアリング結果と手引きへの反映内容

資料 2. 『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止・防止の
手引き』全文

資料 3. 研修動画『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止
防止の取組の紹介』概要

資料 4. 用語集

資料 I 団体ヒアリング調査結果と手引きへの反映内容

1. 調査対象団体一覧

事業者団体	知的障害者福祉協会、全国自閉症支援者協会、全国行動援護ネットワーク、全国身体障害者施設協議会、日本重症心身障害者福祉協会
当事者団体	日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構、日本「精神病」者集団
家族団体	全国手をつなぐ育成会連合会、日本自閉症協会、全国重症心身障害児者を守る会、精神保健福祉会連合会

2. 主な回答内容と手引きへの反映内容

① 手引き(案)への意見		
意見・課題の要旨	手引きへの反映	反映先
身体拘束ゼロを進めることは重要だが、現場職員に過重な負担をかけるのではなく、身体拘束に頼らない対策を進めることが重要である。	「身体拘束に頼らない支援」の重要性を記載した。	本文 17 ページ
支援の目的は本人の QOL 向上であるという基本姿勢を書いてほしい。	本人の尊厳の保持として記載した。	本文 3 ページ
家族は事業所・医療機関と対立したいわけではなく、現場の苦労も理解しつつ、本人の尊厳を守ることの両立が必要である。身体拘束は本来人権侵害であり、廃止を明確にする必要がある。		
「適正な手続き」という表現は、適正であれば身体拘束をしてよいという誤解を生じる可能性がある。「厳格な手続き」等の表現がよい。	緊急やむを得ない場合の対応について、厳格な手続きであることが伝わるよう本文に記載し、同意のあり方に関するコラムを挿入した。	本文 26、32 ページ
手続きを踏めば身体拘束をしてよいと解されないよう、解除・最小化の判断と事後のふり返し、学習サイクルを重視する必要がある。		
緊急時の説明・動意について、利用者・家族の同意があれば身体拘束を実施してよいものではない一方で、少なくとも本人・家族への丁寧な説明と同意の手続きは必要ではないか。		
身体拘束の精神的弊害について、侵襲性の強さにも触れてほしい。		本文 7、9 ページ

身体拘束をちらつかせる言葉は、冗談であっても当事者には強く心に残り、大きな影響を与える。	身体拘束の精神的弊害及び侵襲性の強さについて本文に記載し、身体拘束を経験した当事者によるコラムを挿入した。	
身体拘束をしてしまった側の職員のメンタルケアも重要ではないか。	身体拘束を組織として検討する体制整備の受容性を記載した。	本文 18 ページ
拘束の回避及び解除の検討に厚みを持たせた方がよい。	緊急やむを得ない場合の身体拘束について、身体拘束実施前の組織的検討とモニタリングについて記載した。	本文ページ28, 29 ページ
センサー類の使用など支援のバリエーションが増えれば身体拘束を回避できる。非代替性の判断は時代や支援技術の進展により変わり得るため、研鑽の必要性に触れてはどうか。	センサーを使用し記録を取った事例を好事例として記載した。	本文 36 ページ
「これは拘束ではない」という例示は、「やってよい」という誤解につながるため避けるべきである。	身体拘束の具体的な行為の整理は、厚生労働省の虐待防止手引きに準拠して記載し、具体的な行為は例示である旨を記載した。	本文 5 ページ
国際基準の中で身体拘束がどのように扱われているかを示すと、位置づけが明確になる。	障害者権利条約の条文を抜粋して掲載した。	本文 2 ページ
三要件だけでなく、身体拘束に至るまでの経過の評価も取り入れてほしい。	身体拘束に至るまでの個別アセスメントの重要性を記載した。	本文 17 ページ
身体拘束の禁止を強く打ち出すことで、身体拘束を要する可能性がある人が事業所で受け入れられなくなる弊害が懸念される。強度行動障害の状態にある人を受け入れる場が減らないようにしてほしい。	強度行動障害の状態にある人に関する項目を設けた。	本文 10 ページ
虐待通報の増加は課題である一方、通報は事業所の自浄作用でもあるため、通報を隠ぺいする方向に進まないようにしてほしい。	好事例において、行政への通報によって困難事例の共有を図った事例を記載した。	本文 41 ページ
行政に身体拘束を行っている事例を報告し、事例を知ってもらうことで、事業所が抱え込まずリスク分散になるのではないか。		
「こういう事例はだめ」というだけでなく、「こうしたらよい」という好事例を細かく入れてほしい。	好事例のほか、現場の工夫をコラムとして複数挿入した。	本文 20, 24, 34 ページ
言葉の拘束、いわゆるスピーチロックを取り上げてはどうか。		

安全確保のためのベッド柵が身体拘束になる場合、変更するための財源がないと対応できない。本人・家族の生活が脅かされないようにしてほしい。	高柵ベッド廃止・減少の好事例について、記載内容を調整した。	本文 38 ページ
高柵ベッドを減らした事例は貴重であるが、なぜ高柵ベッドが必要とされていたのか、対象者はどのような状態像だったのか、どのような取組により減らすことができたのか、残った人にはなぜ必要なかが示されなければ、参考事例として活用ににくい。		
日中活動の充足のためにベルトやテーブルが必要な場合がある。障害によっては必要なものを書いてほしい。	肢体不自由の人の姿勢保持について記載した。	本文 12 ページ
拘束死の問題を取り上げると、身体拘束の問題の重みが増すのではないか。	緊急やむを得ない場合の身体拘束の実施において、重大な健康被害の危険性を記載した。	本文 31 ページ
好事例の共有をメールやホームページで行い、事業所が研鑽できるとよい。	成果物の普及、研修・委員会での活用方法に関する課題として整理した。	研究報告書に整理
外出場面では事故や他者・社会資源を巻き込む危険があり、ヘルパーには臨機応変な判断が求められる。咄嗟に手をつないで制止することを一概に身体拘束と表現すると、本人の外出機会やヘルパーの担い手が減る懸念がある。	外出時の支援の留意事項についてコラムを挿入した。	本文 14 ページ
身体拘束適正化委員会が機能する仕組みが必要である。改善するまでは月 1、2 回程度開催する必要があるのではないか。	身体拘束を実施している場合にはより頻回に委員会を開催する必要がある旨を本文に記載した。	本文 19 ページ
保護的介入、プロテクティブ・インターベンションについて、具体的なトレーニングも含めて必要ではないか。	今後の課題として整理することとした。	本文ページ
緊急やむを得ない場合の判断について、グループホームなど一人で勤務する環境にも触れてほしい。	緊急やむを得ない場合の対応について、手続きの説明だけでなく、組織的な検討、実施中の観察、解除の判断、実施後のふり返し、代替策の再検討までの流れが分かるよう本文を調整した。	本文 28 ページ
緊急対応の事例は、内容が具体的に示されてこそ参考になる。手引き案の段階では緊急対応の事例の内容が十分に示されておらず、適切か否か判断できないとの意見があった。	緊急やむを得ない場合の、組織的な検討・判断・身体拘束実施について記載した。	
福祉事業所では、身体拘束の判断を誰の責任でどのように行うのかが見えにくい。判断の位置づけが必要である。		
手引き案の前半は既存資料で示されてきた内容が多く、新たに示す意義が伝わりにくい。重要なのは、身体拘束廃止・防止に向けた実際の努力や取組過程が分かる参考事例の充実である。	手引きの趣旨として、障害福祉分野の支援現場で蓄積された実践知や好事例を共有することを明確	はじめに 本文 36 ページ～

にした。好事例では、結果のみでなく、取組のプロセスを示す構成とした。

②各団体における課題・実践

意見・課題の要旨	手引きへの反映	反映先
現場に入ると忙殺され、流されやすく、リーダーの考え方にも左右される。	現場職員個人の努力に委ねず、組織的に身体拘束廃止・防止に取り組む必要性として整理した。	本文ページ
一度身体拘束を受けると不信感やトラウマにつながり、悪循環が生じる。最初の1回が重要であり、生涯に影響する可能性も考える必要がある。	身体拘束の精神的弊害、侵襲性の強さに関する記載に関連づけて整理した。	本文7ページ
症状が重篤化すると拘束や警察通報もやむを得ないと感じることがあるが、そこに至る前に対応できず、大きなことが起きないと対応してもらえないことがある。	地域資源の活用、在宅の場合の支援を記載した。	本文 22, 33 ページ
本人が圧迫刺激を求めることを身体拘束とするのかという意見がある。	強度行動障害の状態にある人の支援に関する項を設けた。	本文 10 ページ
福祉現場の看護師は安全を優先して簡単に身体拘束を選択することがあるが、福祉の現場ではそれだけではないことを看護師にも理解してもらいたい。	多職種連携の中で、医療的視点と福祉的視点を組み合わせて支援を検討する必要性として整理した。	本文17ページ
同意書をもらっているから身体拘束をしてよいと現場が判断することがある。支援計画と同じように身体拘束の同意書への署名を求められたことがあり、丁寧な説明が必要である。	家族への説明と同意のあり方について、コラムを挿入した。	本文 32 ページ
同意書をどうするか意識が向きがちだが、同意書ありきになってしまっている。廃止に向けてどう支援するかを考えなければならない。		
新型コロナウイルス感染症対応時に、利用者が出てこないよう施錠していたことがあった。繰り返し研修する必要がある。	施錠対応の見直しについて好事例で紹介した。	本文 36 ページ
感染症等の非常時における居室施錠の判断や見直しも課題である。		

重症心身障害児者は寝たきりの人が多いが、想定できない動きをする。事故の未然防止のため、ベッド周囲にクッションを置く、見守るなどが必要であるが、施設では人手をかけることが難しい。	代替資材、見守りについて好事例に示した。	本文 38 ページ
重度知的障害と身体の麻痺があり転倒リスクが高い人に対し、部屋全体をクッション敷きにして、夜間のベッドへの拘束を回避した。		
親としては、本人が 24 時間快適に過ごせるベッドであってほしい。本人が安楽に過ごせる工夫の研究が必要である。	姿勢保持、安楽、本人の生活の質に関する課題として整理した。	研究報告書
身体拘束に関するワーキングチームを設置して検討している。	身体拘束適正化委員会や組織的な検討体制の実践例として整理した。	本文 20 ページ
人員不足や安全確保への不安は必ず挙げられるが、それでも方法がないわけではなく、積み重ねることが大事である。	本文に記載した。	本文 21 ページ
外出時に手をつながなかったことで利用者が行方不明となり死亡した事件があり、漫然と手をつないでよいわけではないが、手をつながないことが常によいわけでもない。	外出場面の支援に関するコラムを挿入した。	本文 14 ページ
外出場面特有のスキルの把握が必要である。アセスメントが不足しているために過剰に抑制したり、過剰にサポートしたりして、本人の QOL が上がらないことがある。		
実際に体を押さえる身体拘束よりも、施錠の問題が大きい。他利用者や職員の安全のため体を制止することもあり、現場で三要件を検討することには疑問が出ている。	施錠対応を見直した事例を好事例に記載した。	本文 36 ページ
困難ケースを事業所が断ることで、本人が薬で抑制されてしまうのではないかと懸念がある。	受け入れ控えや化学的拘束につながる懸念として、研究報告書上の課題に整理した。	研究報告書



障害者福祉施設等における

身体拘束廃止・防止の手引き

厚生労働省
障害者権利条約実務指針
国立のぞみの園

お手入れにおける用語の使い方

- 清潔な場所**（英語）：清潔な状態の「**清潔**」状態。例えば「**清潔な場所**」は、清潔な場所、作業場所、器具や部品を保管する場所を指します。清潔な状態の「**清潔**」の状態を指します。
- 清潔な場所**（英語）：清潔な状態の「**清潔**」状態。例えば「**清潔な場所**」は、清潔な場所、作業場所、器具や部品を保管する場所を指します。清潔な状態の「**清潔**」の状態を指します。
- 清潔な場所**（英語）：清潔な状態の「**清潔**」状態。例えば「**清潔な場所**」は、清潔な場所、作業場所、器具や部品を保管する場所を指します。清潔な状態の「**清潔**」の状態を指します。



1 節 總体的質検査 - 測定と検査法

1.1	測定値の検定値と検定値と測定値の誤差 (bias) と	100
1.2	検定の検定値	100
1.3	測定値の検定値と検定値の誤差 (bias) と	101
1.4	検定の検定値と検定値	102
1.5	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	103
1.6	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	104
1.7	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	105

2 節 総体的質検査 - 測定と検査法

2.1	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	106
2.2	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	107
2.3	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	108
2.4	検定の「検定値」の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	109

3 節 総体的質検査と検定値と検定値

3.1	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	110
3.2	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	111
3.3	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	112
3.4	検定の検定値 (検定値) と検定値と検定値の誤差 (bias) と	113
3.5	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	114

4 節 総体的質検査 - 測定と検査法と検定値

4.1	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	115
4.2	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	116
4.3	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	117
4.4	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	118
4.5	検定の検定値と検定値と検定値の誤差 (bias) と	119



総体的質検査

図 1 章

身体拘束廃止・防止の意義

① 身体拘束廃止の意義

施設での高齢者や障害者のために、身体拘束廃止・防止は世界共通の課題です。

身体拘束は必要最小限に、廃止・軽減・軽減への取り組みが求められます。

障害者の健康を尊重した生活を営むために

〔労働〕とは、労働者本人が自ら又は雇われ労働者から、労働者本人が労働し得る通常の労働時間を超えて、雇主の依頼により労働し、その労働の結果として労働者本人が賃金、賞与その他の利益を受けることである。

すなわち、〔労働〕とは雇用による労働時間外、雇い主の指示に従って労働すること、労働者本人が労働し得る通常の労働時間を超えて、他人から指示を受けて労働することである。

雇用のあり方の種類が多種にわたるが、この定義が適用される場合は、以下のとおり。

労働時間短縮の適用範囲：

労働時間短縮は、雇われ労働者から適用。

雇われ労働者の場合：

労働時間短縮は、雇主の依頼により労働し、賃金その他の利益を受けることにより労働すること。

雇われ労働者が労働し得る通常の労働時間を超えて労働する労働者の場合：

労働時間短縮は、雇主の依頼により労働し、賃金その他の利益を受けることにより労働することである。労働時間外に労働し、賃金その他の利益を受けることにより労働することである。労働時間外に労働し、賃金その他の利益を受けることである。

雇主の依頼による場合：

労働時間短縮による労働時間外に労働し得る通常の労働時間を超えて労働すること、賃金、賞与、その他の利益を受けることにより労働することである。雇主の依頼による労働時間外に労働することである。

1章 虐待防止・防止の意識

3-1 被害者の尊厳を尊重した生活を営むために

例えば、虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センター（相談窓口）が提供する虐待防止支援サービスが提供されることを、

虐待防止センター

虐待防止センターは、虐待防止センターが提供する。

虐待防止センター（相談窓口）

虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。

虐待防止センター

虐待防止センターは、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。

虐待防止センター（相談窓口）

虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）は、虐待防止センターが提供する虐待防止サービスを提供する。

虐待防止センター（相談窓口）が提供するサービスは、虐待防止センターが提供するサービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）が提供するサービスは、虐待防止センターが提供するサービスを提供する。

虐待防止センター（相談窓口）が提供するサービスは、虐待防止センターが提供するサービスを提供する。虐待防止センター（相談窓口）が提供するサービスは、虐待防止センターが提供するサービスを提供する。

身體的構造及消化系統

消化系統的
構造

(1) 消化系統的構造 (圖 1-4-1 消化系統)

- 口腔與咽喉部(消化管的上部)：口腔和咽喉部位於口中，食物由口腔經咽喉部進入胃中(圖 1-4-1 消化管)。咽喉部位於喉部下方，食物由咽喉部進入胃中。
- 胃：位於口腔的下方，食物由口腔經咽喉部進入。食物在胃中停留約 2 小時，食物在胃中停留約 2 小時，食物在胃中停留約 2 小時，食物在胃中停留約 2 小時。

消化系統的構造

消化系統的構造如圖 1-4-1 所示。食物由口腔經咽喉部進入胃中(圖 1-4-1 消化管)。食物在胃中停留約 2 小時，食物在胃中停留約 2 小時，食物在胃中停留約 2 小時，食物在胃中停留約 2 小時。



1-5

障害福祉の現場で起こりやすい状況



障害福祉の現場で起こりやすい状況

障害福祉の現場では、障害のある方への支援やケアを行うだけでなく、利用者や家族、関係機関との連携や、業務の効率化、安全管理、品質向上などの取り組みも求められます。また、現場では、利用者や家族、関係機関との連携や、業務の効率化、安全管理、品質向上などの取り組みも求められます。また、現場では、利用者や家族、関係機関との連携や、業務の効率化、安全管理、品質向上などの取り組みも求められます。

また、障害福祉の現場では、障害のある方への支援やケアを行うだけでなく、利用者や家族、関係機関との連携や、業務の効率化、安全管理、品質向上などの取り組みも求められます。

ポイント

1. 障害のある方への支援やケアを行うだけでなく、利用者や家族、関係機関との連携や、業務の効率化、安全管理、品質向上などの取り組みも求められます。
2. 障害のある方への支援やケアを行うだけでなく、利用者や家族、関係機関との連携や、業務の効率化、安全管理、品質向上などの取り組みも求められます。

第2章

身体拘束廃止・防止に向けて



身体拘束の目的

身体拘束廃止・防止は結果的に
認められています。

身体拘束廃止は当然の権利であり、
必要に応じて認められるべき権利です。

3章 身体障害者施設・施設に就いた

3-1 身体障害者施設・防止のための基本方針

身体障害者施設に身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者。

身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者。

身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者。

① 施設に就いた身体障害者施設に就いた

身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者。

身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者。

身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者、施設に就いた身体障害者施設に就いた身体障害者。



商務專業溝通化驗報告的撰寫／繪圖的準備

這份報告以英文呈現，報告的內容包括說明、觀察和討論。英文專業報告的撰寫以條列式呈現以方便閱讀內容，同時的圖表，讓讀者能更清楚地觀察和比較實驗數據和結果。

1. 說明和觀察及如何寫下觀察和討論

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果，請學生在表格中記錄的數據和結果。說明和觀察的數據和結果，表格中在說明和觀察的數據和結果。

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果。

2. 說明和觀察及如何寫下觀察和討論－圖表

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果。

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果。

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果。

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果。

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果。

說明和觀察的數據和結果，學生在實驗中觀察到的數據和結果以表格呈現。表格中在說明和觀察的數據和結果。

3-3 労働派遣を必要としない受雇者のために

労働派遣法第11条（派遣先労働者の選定）第1項第2号は、派遣先労働者の選定に当たっては、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。

労働派遣法第12条第1項第2号（派遣先労働者の選定）第1号第2号は、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定に優先して、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。

したがって、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先して、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。

労働派遣法、労働者派遣法第12条（労働者派遣の禁止）第1項第2号は、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先して、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。

また、労働者派遣法第12条（労働者派遣の禁止）第1項第2号は、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先して、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。

したがって、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先して、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。

(3) 労働者の労働派遣（本人に労働派遣の意思あり）

本人が労働派遣先労働者の労働派遣の意思を有する場合は、労働派遣法第12条（労働者派遣の禁止）第1項第2号は、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。

また、労働者派遣法第12条（労働者派遣の禁止）第1項第2号は、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先して、派遣先労働者の選定に必要としない労働者の選定を優先する。



【閱讀中“閱讀力”提升之點】

一、《國語基礎》：從讀者的角度以學法、讀法與讀一讀性與影響性來分析

（讀法與讀一讀性）：從讀者的角度以學法、讀法與讀一讀性來分析

（讀法與讀一讀性）：從讀者的角度以學法、讀法與讀一讀性來分析

《國語基礎》是《國語》課程的基礎，也是《國語》課程的起點。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。

《國語基礎》是《國語》課程的基礎，也是《國語》課程的起點。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。

《國語基礎》是《國語》課程的基礎，也是《國語》課程的起點。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。

《國語基礎》是《國語》課程的基礎，也是《國語》課程的起點。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。

《國語基礎》是《國語》課程的基礎，也是《國語》課程的起點。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。《國語基礎》是《國語》課程的起點，也是《國語》課程的基礎。

緊急やむを得ない場合の対応

緊急対応

「緊急やむを得ない場合の対応」は、個人や組織の緊急やむを得ない状況への対応です。

緊急やむを得ない状況への対応は、組織の危機、災害などの緊急事態への対応です。

緊急やむを得ない状況への対応は、個人や組織の緊急やむを得ない状況への対応です。個人や組織の緊急やむを得ない状況への対応は、個人や組織の緊急やむを得ない状況への対応です。

3-2

顧客中心を得ない顧客の3つの要件とは

本記事では顧客中心主義（顧客）の3つの要件（本記事では顧客中心主義の要件を3つの要件として「顧客性」「顧客期待」「一貫性」）を説明します。顧客中心主義の要件を3つの要件として説明します。

顧客性

顧客中心主義の要件①「顧客性」：顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない

顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。

顧客期待

顧客中心主義の要件②「顧客期待」：顧客の期待は必ずしも固定性があるとは限らない

顧客中心主義の本質は、顧客の期待は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。顧客中心主義の本質は、顧客の期待は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。

顧客中心主義の本質は、顧客の期待は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。顧客中心主義の本質は、顧客の期待は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。

一貫性

顧客中心主義の要件③「一貫性」：顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない

顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。

顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。

顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。顧客中心主義の本質は、顧客の性格は必ずしも固定性があるとは限らない、という点です。

3-3

顧客中心を得ない顧客の対応 顧客対応業務から逃れたい時

顧客中心の原則が顧客対応の原則では、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客対応の原則から逃れたい時、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客中心の原則

1. 顧客

顧客中心の原則から逃れたい時

2. 顧客

顧客中心の原則から逃れたい時

3. 顧客

顧客中心の原則

……
……
……
……

顧客中心の原則が顧客対応の原則では、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客中心の原則が顧客対応の原則では、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客中心の原則が顧客対応の原則では、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客中心の原則が顧客対応の原則では、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客中心の原則が顧客対応の原則では、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客中心の原則



顧客対応 (2000) 顧客対応 (2000)

顧客中心の原則

……
……
……
……

顧客中心の原則が顧客対応の原則では、顧客中心の原則から逃れたい時、顧客対応の原則から逃れたい時。

顧客中心の原則



顧客対応 (2000) 顧客対応 (2000)

3-3

顧客中心を得ない顧客の対応 顧客の立場から考える対応

顧客中心を得ない顧客の対応



目 的



ポイント



顧客の立場から考える

顧客の立場から考える。顧客の立場から見て何が問題なのかを把握し対応する。

顧客中心の対応は、顧客の立場から見て何が問題なのかを把握し対応する。顧客中心の対応は、顧客の立場から見て何が問題なのかを把握し対応する。

顧客の立場から考える。顧客の立場から見て何が問題なのかを把握し対応する。

ポイント ① 顧客の立場から考える (100%)

顧客の立場から考える。顧客の立場から見て何が問題なのかを把握し対応する。

ポイント ① 顧客の立場から考える (100%)、② 顧客の立場から考える (100%)

ポイント ① 顧客の立場から考える (100%)、② 顧客の立場から考える (100%)

顧客の立場から考える。顧客の立場から見て何が問題なのかを把握し対応する。

顧客の立場から考える。顧客の立場から見て何が問題なのかを把握し対応する。

ポイント ① 顧客の立場から考える (100%)

3-3

国籍や心を得ない働き手の対応 国籍的な背景から働き手について

多文化理解
実践例

① 国籍的な背景（国籍や母国語が異なる）

国籍や母国語が異なる働き手は、職場で必要なコミュニケーションを円滑に行うことが難しい場合があります。

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

② 文化・習慣的な背景

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。国籍や母国語が異なる働き手は、職場でのコミュニケーションが難しい場合があります。

3-3

急やむを得ない顧客の対応 顧客の心を取り戻す方法に迫ります

急やむを得ない顧客の対応

① 買戻しの対応（返品・買戻し・交換以外の買戻）

まず「返品・買戻しの手続きはどのようになっていますか」と確認し、買戻しの種類を確認します。

返品は、お客様が「商品破損、商品内容の変更、商品に不備があること、お客様がご自身で商品に不備があること」を理由とし、お客様が商品をお返しくださいとご依頼します。

返品の手続きは「返品・買戻、交換、お客様がお返しをしない場合は「返品・買戻・交換」のいずれか一方のいずれかを選択してご依頼します。

買戻の手続きは、お客様が返品の手続きをした商品をお客様が「返品・買戻し以外の理由」で、お客様が返品・買戻し、交換、買戻、返品、買戻しを希望する場合は「買戻し」を選択し、お客様が商品をお返しくださいとご依頼します。

「返品・買戻しの手続き」のいずれかを選択する場合は、返品・買戻しの手続きを選択します。

② 交換（商品内容変更の手続き）

商品の種類や内容が異なる商品に、お客様が交換をお申し込み、お客様が商品をお返しくださいとご依頼する場合は、買戻しの手続きと同様に「買戻し」を選択してご依頼します。

商品買戻しの手続きはお客様が商品をお返しくださいとご依頼（買戻し、交換、買戻し）

お客様が商品をお返しくださいとご依頼（買戻し、交換、買戻し）

お客様が商品をお返しくださいとご依頼、お客様が商品をお返しください

お客様が商品をお返しくださいとご依頼（買戻し、交換、買戻し）

お客様が商品をお返しくださいとご依頼、お客様が商品をお返しください、買戻し

③ 商品交換の手続き

商品の種類や内容が異なる商品に、お客様が商品をお返しくださいとご依頼する場合は、買戻しの手続きと同様に「買戻し」を選択してご依頼します。

お客様が商品をお返しくださいとご依頼、お客様が商品をお返しください。

お客様が商品をお返しくださいとご依頼、お客様が商品をお返しください、買戻し

身体拘束防止 - 防止に取り組んだ事例集



介護を受ける人



身体拘束防止への取り組みが、介護者の負担軽減につながることで、
結果的に介護者の安全にもつながる取り組みが、事例集の中心テーマ。

- 事例1 介護者の負担軽減が、介護を受ける人の生活の質向上につながる取り組み
- 事例2 介護者の負担軽減が、介護を受ける人の生活の質向上につながる取り組み
- 事例3 介護を受ける人の安全につながる取り組みが、介護者の負担軽減につながる取り組み
- 事例4 介護を受ける人の安全につながる取り組みが、介護者の負担軽減につながる取り組み
- 事例5 介護を受ける人の安全につながる取り組みが、介護者の負担軽減につながる取り組み

事例1 介護者の負担軽減

介護者の負担軽減が、介護を受ける人の生活の質向上につながる取り組み

介護を受ける人の安全につながる取り組みが、介護者の負担軽減につながる取り組み
事例集の中心テーマ。取り組みの事例集は、介護を受ける人の安全につながる取り組み



事例集の中心テーマ。取り組みの事例集は、介護を受ける人の安全につながる取り組み

URL: <https://www.nishida-nurse.com/2023/04/04/>

事例 1

強度の異なる設備とある方の内装機器使用と 居室施設の慣性化を促進した事例

設備の名称	電気設備（照明器具、空調機、給湯機）（電気設備の名称）	電気設備の位置
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 1. 照明器具（天井照明）（照明器具の位置は、天井照明） 2. 空調機（天井空調）（空調機的位置）中、天井照明器具の位置にある 	

設備

設備の設置状況・固定に関する取組の状況

電気設備の設置状況は、照明器具は天井照明、空調機は天井空調機です。天井照明器具は、天井に固定されています。

天井照明、天井空調機（天井空調機）は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。

設備の設置状況

設備の設置状況・固定に関する取組の状況

電気設備の設置状況は、照明器具は天井照明、空調機は天井空調機です。天井照明器具は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。

天井照明器具は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。

天井照明器具は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。

天井照明器具は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。天井空調機は、天井に固定されています。



事例 2 療養介護事業所で高齢介護士の役割の異化を施設全体で進める事例

事業所の名称

株式会社○○○介護福祉事業 介護療養型医療施設○○○

記事の掲載元/記事題名
事例1-1

要約

療養介護療法 - 認知症対応型老人特別養護施設

高齢介護療法、高齢介護療養型医療施設の役割の異化を、

高齢介護、療養型介護と併せて介護療養型医療施設で実施する中で、一方で、高齢介護療養型医療施設で高齢介護療養型介護療法を実施する中で、高齢介護療養型医療施設で、

認知症対応型老人特別養護施設

療養介護療法 - 認知症対応型老人特別養護施設

療養介護療法、高齢介護療養型医療施設で、高齢介護療養型医療施設で、

療養介護療養型医療施設、一方で療養型、高齢介護療養型医療施設で、

施設

療養介護療法 - 認知症対応型老人特別養護施設

療養介護療法、一方で療養型医療施設で、療養介護療養型医療施設で、

療養介護療養型医療施設、一方で療養型医療施設で、療養介護療養型医療施設で、

療養介護療養型医療施設、一方で療養型医療施設で、療養介護療養型医療施設で、

一方で療養型医療施設で、療養介護療養型医療施設で、療養介護療養型医療施設で、

事例 2 療養介護事業所で高齢-Peopleの認知症的異状を 施設全体で巡視する事例

本事例は、介護福祉事業所の事例 1（認知症の異状を巡視する事例）を、施設全体の認知症（認知〜認知症）の異状を巡視する事例として紹介する。

療養介護事業所、高齢者介護施設（認知症ケア）の事例として、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。

認知症

療養介護事業所 一室に認知症ケアを巡視

療養介護事業所の事例として、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。

事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。

事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。

認知症

療養介護事業所

療養介護事業所の事例として、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。

療養介護事業所の事例として、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。

療養介護事業所

- 認知症の異状を巡視する事例として、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。
- 認知症の異状を巡視する事例として、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。
- 認知症の異状を巡視する事例として、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。事例は、認知症の異状を巡視する事例として紹介する。

事例① 児童発達支援センターにおいて身体障害者 行わない支援を組織的に把握させた事例

支援者の特徴

児童発達支援センター(児童発達支援センター)の職員

児童発達支援

課題

身体障害者行わない支援に関する把握



児童発達支援センターにおいて、身体障害者行わない支援に関する把握が、職員一人ひとりの抱える課題として、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。

児童発達支援センターにおいて、身体障害者行わない支援に関する把握が、職員一人ひとりの抱える課題として、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。また、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。

課題の
背景

身体障害者行わない支援に関する把握

児童発達支援センターにおいて、身体障害者行わない支援に関する把握が、職員一人ひとりの抱える課題として、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。また、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。

解決

身体障害者行わない支援に関する把握

児童発達支援センターにおいて、身体障害者行わない支援に関する把握が、職員一人ひとりの抱える課題として、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。また、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。

児童発達支援センターにおいて、身体障害者行わない支援に関する把握が、職員一人ひとりの抱える課題として、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。また、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。

児童発達支援センターにおいて、身体障害者行わない支援に関する把握が、職員一人ひとりの抱える課題として、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。また、児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。児童発達支援センターの職員から課題として認識された。

事例 3 労働関連支援センターにおいて身体障害者 にならない労働者組織的に定着させた事例

労働者による組織的な活動を行うための組織として労働組合、労働
者代表協議会（以下「労働者協議会」と略す）および労働者代表協議会（以下「労働者代
議会」と略す）が組織された。

労働者協議会が中心となり、労働組合、労働者代表協議会、労働者代
議会が連携して活動し、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。

労働者協議会、労働者代表協議会、労働者代議会が連携して活動する体制が構築されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。

労働 組合

労働者協議会（以下に略す）の導入と活動

労働者協議会、労働者代表協議会（以下「労働者代表協議会」と略す）、労働者代
議会（以下「労働者代議会」と略す）が組織されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。

労働者協議会、労働者代表協議会、労働者代議会が連携して活動する体制が構築されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。

労働者協議会、労働者代表協議会、労働者代議会が連携して活動する体制が構築されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。

労働 者協議会

労働者協議会

労働者協議会が中心となり活動する体制が構築されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。



労働者協議会

- 労働者協議会、労働者代表協議会、労働者代議会が連携して活動する体制が構築されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。
- 労働者協議会、労働者代表協議会、労働者代議会が連携して活動する体制が構築されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。
- 労働者協議会、労働者代表協議会、労働者代議会が連携して活動する体制が構築されたことにより、労働者協議会が中心となり活動する体制が構築された。

● 國際化與數位化：全球市場與數位行銷

國際化：全球市場與數位行銷

國際化：全球市場與數位行銷
國際化：全球市場與數位行銷

國際化：全球市場與數位行銷

國際化：全球市場與數位行銷
國際化：全球市場與數位行銷

國際化：全球市場與數位行銷
國際化：全球市場與數位行銷

資料 3 動画教材『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止防止の取組の紹介』の概要

1. 動画の目的

本動画教材は、障害福祉サービス事業所における身体拘束廃止・防止の取組を推進するため、先駆的に身体拘束廃止・防止に取り組んできた事業所の好事例を紹介する。

本動画教材では、『障害福祉サービス事業所向け 身体拘束廃止・防止の手引き(以下、『手引き』という。)]に掲載した好事例に実際に関わった支援者や管理者へのインタビューを通じて、身体拘束廃止・防止に取り組んだ経過、取組の中で生じた課題、支援の見直しの工夫、組織として取組を継続するためのポイントを具体的に示すことを意図した。

2. 動画の構成

動画教材は、身体拘束廃止・防止に取り組んだ5つの好事例をもとに構成した。

	タイトル	サービス種別	時間
事例 1	強度行動障害の状態にある人への向精神薬使用と居室施錠の慢性化を見直した事例	施設入所支援	
事例 2	療養介護事業所において、高柵ベッドの段階的廃止を施設全体で進めた事例	療養介護	
事例 3	放課後等デイサービス事業所において、飛び出し行動への対応を見直し、玄関施錠によらず安全確保を行った事例	放課後等デイサービス	
事例 4	児童発達支援センターにおいて、身体拘束を前提としな い支援を組織的に定着させた事例	児童発達支援	
事例 5	権利擁護の視点を基盤に、組織全体で身体拘束廃止・ 防止に取り組んでいる事例	施設入所支援	

各動画の最後には事例のポイントを画面表示し、視聴者が取組の要点を確認できる構成とした。

様々な属性の支援者が活用できるよう、動画には字幕を付したほか、日本語版のほかに英語音声および英語字幕を付した英語版を作成した。

3. 倫理的配慮

本動画教材の作成にあたっては、協力事業所、出演者、関係者の権利とプライバシーに配慮し、事前説明と確認を行ったうえで制作を進めた。

動画に使用するインタビュー映像については、出演者に対して、動画教材の目的、使用方法、公開・視聴方法、使用範囲等を説明し、同意書を得た。あわせて、撮影後の編集内容についても、協力事業所および出演者に確認を依頼し、承諾を得た。

事例の紹介にあたっては、利用者本人や家族が特定されることのないよう、身体拘束廃止・防止の取組を理解するために必要な範囲に限定した。

4. 視聴・普及方法

動画教材は無料で提供することとし、公開方法としては、国立のぞみの園ホームページ上での案内を予定している。視聴にあたっては下記の条件を示し、視聴申込手続きを経た上で視聴できる形とする。

① 利用目的

身体拘束廃止・防止に関する研修、啓発、委員会活動、職員教育、自主学习等に限定する。

② 利用できる主体

障害福祉サービス事業所、自治体、福祉関係団体、当事者・家族、教育機関、医療機関等。

③ 禁止事項

無断複製、ダウンロード、編集・切り抜き、再配布、SNS・動画サイトへの転載、営利目的利用、出演者や協力事業所の不利益につながる利用。

また、国立のぞみの園ホームページ上に任意のアンケートフォームを設置し、動画視聴者からの意見を収集する予定である。

5. 動画掲載イメージ



動画教材_日本語版サムネイル例



動画教材_英語版サムネイル例

資料 4. 用語集

身体拘束	正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。
強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
高柵ベッド	転落防止を目的として、高さ調整が可能な柵がついているベッド
化学的拘束	向精神薬等を過剰に使用して行動を抑制すること

別添5

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍 特になし

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌 特になし

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 8年 5月 26日

厚生労働大臣 殿

機関名 独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 田中 正博

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 令和7年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)
- 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)
- 研究者名 (所属部署・職名) 総務企画局研究・人材養成部 部長
(氏名・フリガナ) 日詰 正文 ・ ヒヅメ マサフミ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立のぞみの園	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況 受講 未受講

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 有 無 (無の場合はその理由:)

当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 有 無 (無の場合は委託先機関:)

当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 有 無 (無の場合はその理由:)

当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 有 無 (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 8年 5月 26日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 田中 正博

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 令和6年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)
- 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)
- 研究者名 (所属部署・職名) 客員研究員
(氏名・フリガナ) 片桐 公彦 ・ カタギリ キミヒコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	■ □	■	国立のぞみの園	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□ ■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□ ■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	□ ■	□		□

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況 受講 ■ 未受講 □

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■(有の場合はその内容:

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 8年 4月 21日

厚生労働大臣 殿

機関名 学校法人日本社会事業大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 横山 彰

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 令和7年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)
- 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)
- 研究者名 (所属部署・職名) 日本社会事業大学社会事業研究所客員教授
(氏名・フリガナ) 曾根 直樹 ・ ソネ ナオキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国立のぞみの園	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: 日本社会事業大学研究倫理規範)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況 受講 未受講

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 8年 4月22日

厚生労働大臣 殿

機関名 植草学園大学
所属研究機関長 職名 学長

氏名 桑名 俊一

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和7年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)
2. 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 植草学園大学 副学長
(氏名・フリガナ) 野澤和弘(ノザワカズヒロ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	■ □	■	国立のぞみの園	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□ ■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□ ■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	□ ■	□		□

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況 受講 ■ 未受講 □

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■(有の場合はその内容:

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 8年 4月29日

厚生労働大臣 殿

機関名 東都大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 吉岡 俊正

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和7年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)
2. 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 東都大学ヒューマンケア学部看護学科 教授
(氏名・フリガナ) 野村 政子 ・ ノムラ マサコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立のぞみの園	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: 国立のぞみの園)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

研究者一覧

研究代表者

日詰 正文 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
総務企画局 研究・人材養成部 部長)

分担研究者

片桐 公彦 (社会福祉法人 みんなでいきる 常務理事
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 客員研究員)
曾根 直樹 (日本社会事業大学 社会事業研究所 客員教授)
野澤 和弘 (植草学園大学 教授)
野村 政子 (東都大学 教授)

研究協力者

赤川 剛 (社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 清瀬育成園
ひだまりの郷きよせ 施設長)
三好 登志行 (きょうどう法律事務所 弁護士)
吉川 徹 (愛知県西三河福祉相談センター 児童専門監)
乙幡 美佐江 (公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 権利擁護支援室
東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター 専門相談員)
清水 清康 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
施設事業局 生活支援部)
岡田 裕樹 (社会福祉法人清水基金
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 客員研究員)
五味 清香 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 診療所)
佐々木 茜 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
総務企画局 研究・人材養成部)

※所属は令和8年3月末時点

厚生労働行政推進調査費補助金
障害者政策総合研究事業

障害福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査

令和7（2025）年度 総括研究報告書

令和8（2026）年5月

研究代表者 日詰 正文

編集・発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120 番地 2
TEL 027-325-1501 FAX 027-327-7628
URL <https://www.nozomi.go.jp>